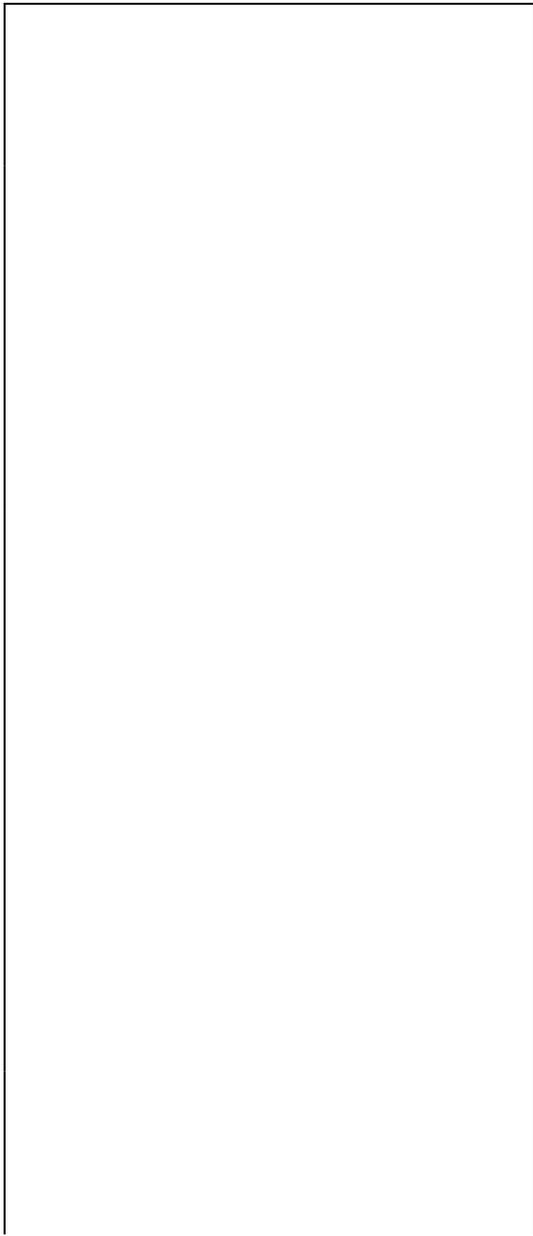


【表紙】







(7) 利払可能額制限



Vertical line on the left side of the page.

Vertical line on the right side of the page.



財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)  
本社債について、当社はJCRからA-(シングルAマイナス)の信用格付を2019年10月9日付で取得している。  
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止や元利金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」にあたらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。  
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的地域。

6 債務免除特約  
(1)

「損失吸収証券」とは、当社の自己資本比率規制におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの(本社債を除く。)をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。

本号 において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後15銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

「免除等」とは、元本の金額の支払義務の免除その他の方法による元金の削減をいう。

「元金回復」とは、免除等の効力の消滅その他の方法による元金の回復をいう。

E03606)





















財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)  
本社債について、当社はJCRからA-(シングルAマイナス)の信用格付を2019年10月9日付で取得している。  
E03606)

6 債務免除特約  
(1)

「損失吸収証券」とは、当社の自己資本比率規制におけるその他Tier 1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの(本社債を除く。)をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。  
本号 において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後15銀行営業日を超えない範囲で当社E03606)



(4) E03606)

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(第11回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付))】

(1) 【社債の引受け】 E 0 3 6 0 6 )

--	--	--	--



(4) 元利金免除に関するリスク

当社について、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した場合、以下の または に記載の

(5) 利払いの停止に関するリスク

また、かかる償還がなされた場合、本社債の社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時



## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

2019年 6月27日関東財務局長に提出